

I. 教職課程

1. 教職課程について

大学卒業後、教員になることを志望する学生は、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に定められている教育職員免許状を取得しなければなりません。

教職課程履修者は、卒業に必要な単位の他に「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を履修しなければなりません。したがって、教育職員免許状を取得しようとする学生は本履修要項を熟読し、計画的、意欲的に学習をすることが必要です。

2. 教員養成に対する理念

本学における教員養成は、加計学園の建学の理念「一人ひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し (1) 技術者として (2) 社会人として (3) 社会に貢献できる人材 (4) を養成する」に基づいて、以下に掲げる教師の養成を目的としている。

(1)生涯にわたり自ら力量を開発することのできる教師

「能力を最大限に引き出す」ためには、自己教育力の高い教師、すなわち教職生涯にわたる不断の研究と修養により、自己の能力を最大限に開発できる教師の育成が求められている。

そのために、在学中に授業などを通じて、自己教育や能力開発の方法原理に関する理解を深めるとともに、地域社会において子どもと係わる課題解決的な体験活動を重視した教員養成を志向する。さらに、卒業後の継続的な職能成長を図るために、教職に従事する卒業生を対象にした「加計教育研究助成金」制度を設けるとともに、「加計教育研究大会」を開催するなどして、継続的な研修機会を提供していく方針である。

(2)専門職にふさわしい実践的指導力の高い教師

高度な専門性を有する技術者として、テクニカル・スキルやコンセプチュアル・スキルなどの実践的指導力の高い教師の育成をめざす。

そのために、教育実習の事前指導として、通常の授業はもとより、夏期休業中や春期休業中にも模擬授業を重点的に実施することにより、実際の教育現場で活躍できる実践的指導力の育成を重視する。また、教育実習の事前あるいは事後に、ボランティアティーチャーや学校インターンシップに参加して、さらなる実践的指導力の向上を図る。

(3)子どもや保護者に信頼される人間性豊かな教師

具体的には、「教師である前にまず人間であれ」との基本方針を掲げて、良き社会人として豊かな人間性に立脚した実践的指導力の高い教師の育成をめざす。

本学の谷口澄夫・初代学長は、教師に求められる全人教育の必要性を強調し、熊沢蕃山の「文武に徳（知・仁・勇）と芸の本末あり」（『集義和書』）を引用して、教師も技術的な指導力（芸）がいくら高くても、子どもや保護者から信頼される人格性（徳）が具備されていなければ、真の教育者とはいえないと、本学の教職課程のあるべき基本指針を提示している。

この指針に沿った具体的な事例として、本学では開学当初から、附属校に準じた教育実習校（吉備高原学園高等学校）において、宿泊型教育実習を継続して実施している。集団生活を行うことにより、チームで行動する力量やストレスコントロールの能力が向上するなど、人間教育として有意義な教育実習となっており、今後ともより充実を図りたい。

(4)地域社会・国際社会に貢献できる教師

本学は、地域になくなくてはならない地域密着型大学をめざしており、教育界はもとより地域社会をはじめ広く社会に貢献できる人材の育成を重視している。

そのために、キャリア教育の一環として、地域の子どもの対象にして、子どもの居場所作りボランティア派遣、小中学校への教育支援学生の派遣などを、積極的かつ継続的に実施しており、今後とも発展充実を図る構想である。

3. 教職課程の設置趣旨と指導体制

本学は平成7年4月に、倉敷市・岡山県の強い要請と県民・市民の要望を受けて、文化・芸術都市として知られる倉敷市に「芸術と科学の協調」を教育研究の理念として開学した。教職課程の設置は、学生や保護者そして地域社会の強い要望であるとともに、社会に貢献できる有為な人材を世に送り出すとする学園の建学理念にも合致している。

特に「芸術と科学の協調」については、芸術の感性的な思考様式と、科学の論理的な思考様式を融合させて、新たな価値の創出をめざしている。教職課程においても、免許教科「美術」に代表される芸術系と、「理科」に代表される科学系の学部との間の壁を低くして、専門科目の相互履修や学生同士の交流の促進を図っている。このことにより、例えば優れたデザイン・センスを有する「理科」の教師や、統計や実験により検証のできる「美術」の教師を養成することが可能となり、本学の教職課程としての存在意義ないしは独自性を発揮することが期待される。

また、教職課程の質の向上や学生に対する責任ある教職指導のための全学的かつ組織的な取り組みとして、教職課程運営委員会を設置している。この委員会の目的は、全学的な立場から教職課程のあり方について審議するとともに、全学の理解と協力を得ることもねらいとしている。各学部学科及び関係部署の代表者を含めたメンバーで構成されている。

4. 教育職員免許状の種類

(一種免許状)

本学で取得できる免許状は次のとおりです。

| 学部 | 学科 | 免許状の種類 | 免許科目 |
|-------------|-------------|-------------|------|
| 芸術学部 | メディア映像学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 情報 |
| | デザイン芸術学科 | 中学校教諭一種免許状 | 美術 |
| 高等学校教諭一種免許状 | | | |
| 生命科学部 | 生命科学科 | 中学校教諭一種免許状 | 理科 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | |
| | 健康科学科 | 中学校教諭一種免許状 | 保健 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | |
| | | 中学校教諭一種免許状 | 保健体育 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | |
| | 動物生命科学科 | 中学校教諭一種免許状 | 理科 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | |
| 生命医科学科 | 中学校教諭一種免許状 | 理科 | |
| | 高等学校教諭一種免許状 | | |

(専修免許状) 通信課程含む

一種免許状を取得した者は、本大学院修士課程において所属専攻の「大学独自に設定する科目(教科及び教科の指導法に関する科目)」を24単位以上修得し、修士課程を修了することにより専修免許状を取得することができます。

(一種免許状と同一学校種・教科についてのみ取得可能)

| 研究科 | 専攻 | 免許状の種類 | 免許教科 |
|-----------|----------|-------------|------|
| 芸術研究科 | 美術専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 美術 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | |
| 産業科学技術研究科 | 機能物質化学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 理科 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | |

5. 教員の人数

| 学部 | 学科 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 |
|----------|----------|----|-----|----|----|----|
| 芸術学部 | メディア映像学科 | 5 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| | デザイン芸術学科 | 8 | 2 | 2 | 0 | 12 |
| 産業科学技術学部 | 経営情報学科 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 生命科学部 | 生命科学科 | 4 | 4 | 1 | 0 | 9 |
| | 健康科学科 | 3 | 6 | 1 | 0 | 10 |
| | 動物生命科学科 | 2 | 3 | 0 | 1 | 6 |
| | 生命医科学科 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 合計 | | 29 | 16 | 5 | 1 | 51 |

6. 教職養成に係る組織

教職・学芸員課程運営委員会

教職・学芸員課程運営委員会申し合わせ

1. 教職課程及び博物館学芸員課程を適切かつ円滑に実施するため、教職・学芸員課程運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
2. 委員会は、学務委員会に属する。
3. 委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 教職課程及び博物館学芸員課程に関する全学的な取組
 - (2) 教職課程及び博物館学芸員課程に関するカリキュラム及び時間割の編成
 - (3) 教職課程に関する自己点検評価
 - (4) 教職課程に係る教科担当教員を対象とするFD企画と運営
 - (5) その他教職課程及び博物館学芸員課程に関する必要な事項
4. 委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 教職専任教員
 - (2) 博物館学芸員課程担当教員1名

- (3) 教員免許または博物館学芸員資格取得対象の各学科1名
 - (4) 学務部より1名
 - (5) その他委員会が認めた者
5. 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 6. 委員会の事務局は教務課に置く。
 7. この申し合わせに定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。
 8. この申し合わせの改正は、学務委員会の審議を経て行うものとする。

この申し合わせは、平成8年4月1日より施行する。

この改正申し合わせは、平成23年4月1日より施行する。

附 則（令和2年1月30日 第10回学務委員会）

この改正申し合わせは、令和2年4月1日より施行する。